

東京都後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第2号

平成20年6月30日

東京都後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会

地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の6第1項及び第5項の規定により準用する同法第74条第5項(同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項、第86条第4項及び第291条の6第5項において準用する場合を含む。)の規定により、平成20年6月30日における請求権を有する者の数を下記のとおり告示する。

記

- 1 地方自治法第291条の6第1項の規定により準用する同法第74条第1項及び第75条第1項の規定による東京都後期高齢者医療広域連合における請求権を有する者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

210, 144

- 2 地方自治法第291条の6第1項の規定により準用する同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに同法第291条の6第2項の規定による東京都後期高齢者医療広域連合における請求権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算した数は、次のとおりである。

1, 817, 866

- 3 同法第291条の6第1項の規定により準用する同法第80条第1項の規定による東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の各選挙区における請求権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

- |                     |             |
|---------------------|-------------|
| (1)東京都の区域内のすべての特別区  | 1, 261, 925 |
| (2)東京都の区域内のすべての市    | 610, 461    |
| (3)東京都の区域内のすべての町及び村 | 24, 295     |